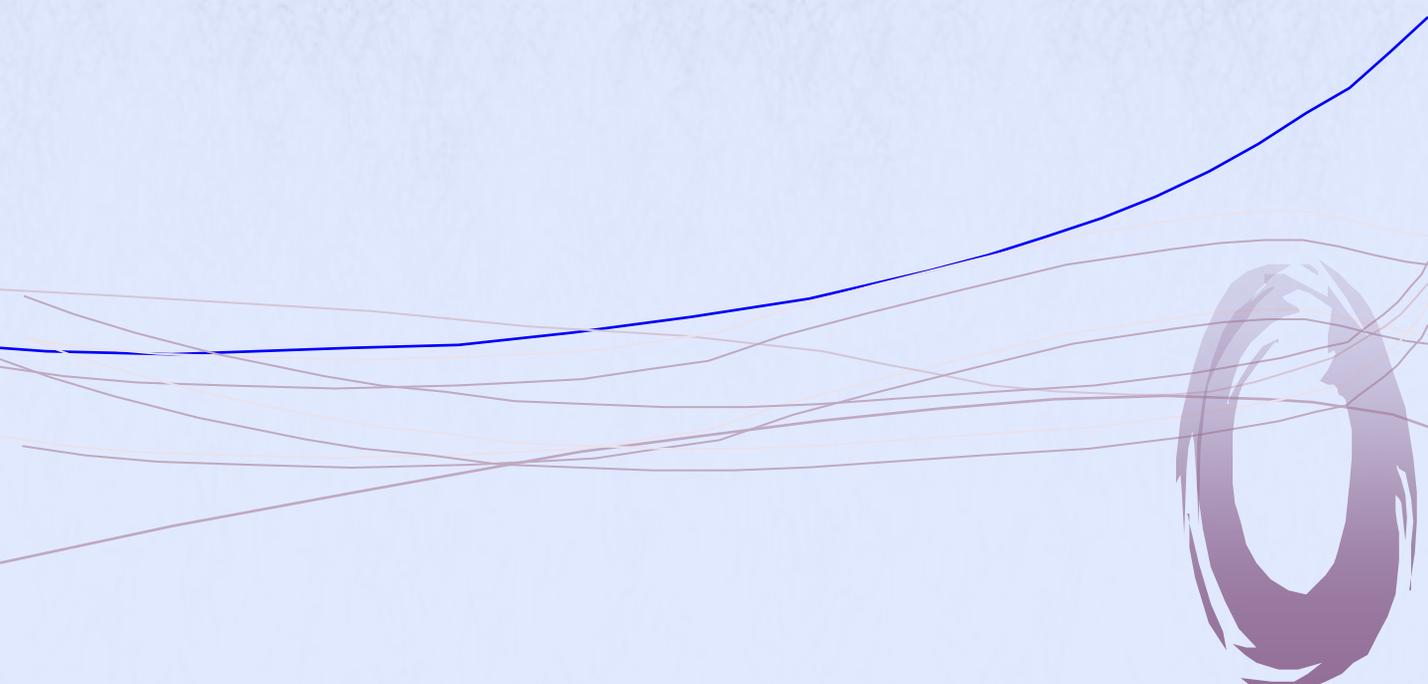


THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

日本商品先物取引協会 **会報**

2013.10 VOL. 8



目次 (2013.10 VOL.8)

I. 公益理事 寄稿「消費生活と商品先物取引」 日本商品先物取引協会 三村光代 理事	1
II. 商品取引責任準備金の積立て等に関する規則の改正について	3
III. 日商協受付の相談等件数と日経・東商取指数との関係について	4
IV. 登録更新講習の新コンテンツの制作について	8
V. 登録外務員の世代別と経験年数別の分布について	10
VI. 店頭商品CFD取引の状況について	17
VII. 統計資料	
1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	20
2. 平成25年度相談センター苦情・相談等受付状況(9月分)	21
3. 登録外務員数の推移	23
4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧	24
5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧	24
6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について	25
編集後記	26

I. 公益理事 寄稿

消費生活と商品先物取引

日本商品先物取引協会 理事 み むら てる よ 三村 光代
(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 最高顧問)

私が日商協の理事に就任したのは平成 11 年のことです。日本商品取引員協会の名称から「員」の文字が取れ、日本商品先物取引協会となった時でした。当時の私は、消費者の知恵袋として消費者のために各方面で消費者運動を展開する活動を行っていましたが、仕事は消費生活センターの専門相談員でしたので、商品先物取引契約者の苦情処理も行っていました。

「ある市の職員が昼食を食べているところに、勝手に入ってきた業者が商品先物取引の説明を始めたので、新聞を読むような気持で聞いていた。ただそれだけだったはずなのに、いつの間にか契約したことにされていた。」
こんな相談がよく入ってくる時代でした。



当時の消費生活センターの相談員たちは、日商協は会員たちが立ち上げている業界団体なので、トラブル相談は業者有利に処理される可能性が高いと思っている人が多かったのです。

私は日商協が会員のためばかりでなく、情報のない消費者をいかに助けるか相談センター、あっせん・調停委員会が頑張っておられることも知りました。このように協会とかかわって初めて理解できたのですから、各地の消費生活センターの相談員たちが、いかに正しい情報を持っていなかったかが分かります。現在は、日商協が委託者等の保護を目的の一つとして、商品先物取引法に基づいて主務大臣に認可された法人であることを知らない相談員はいなくなったと思います。

さらに平成 23 年に施行された改正法で「勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話によって勧誘を行う」不招請勧誘の禁止が決まりました。これによって個人を相手に勧誘を行っ

ていた業者は活動がしにくくなっていました。

これは裏返すと商品先物取引の知識のない消費者が勧誘される危険がなくなるということなので、安心した消費生活が行えるということになり、消費者の知恵袋役の私にとっては、消費者は一息つけると思えたものでした。

しかし、先頃の商品先物取引法関連の委員会の報告書で、商品先物取引やこれに類する形の取引に関する経験を有する個人に対しては、不招請勧誘の在り方を再検討することも必要であるとしていることを知りました。これも一理あるとは思うのです。しかし一歩間違えると、かつてのようなトラブルが発生しかねなくなることも知っておいてほしいと思います。

最近の高齢者のトラブルは、人のよい消費者をだますやり方で腹立たしくなる思いです。被害者は被害に遭った時は相手を疑っておらず、大金をとられた後で被害に遭ったことを知るという情けなくなる被害者が多いのです。他人が被害に遭ったニュースを聞いた時には、自分だったら絶対にあり得ないと思っているのですが、自分がその場に置かれると、これまで聞いていたものとは違うとなるようです。

商品先物取引はシステムが複雑で、その仕組みの理解には十分な知識を要するもので、しかもハイリスクな取引であり、誰にでもできるというものではないのです。

最近では、国民生活センター等だけでなく日商協に寄せられる相談件数も減少してきています。本来の商品先物取引の正常な社会になったといえるのではないのでしょうか。ただし心配なのは、以前先物取引の契約経験のある人が振込詐欺に騙されないよう注意が必要です。すでにそんなトラブルが発生してきていますので、要注意です。

Ⅱ. 商品取引責任準備金の積立て等に関する規則の改正について

第 55 回自主規制委員会（9 月 18 日開催）の審議を経て、第 119 回理事会（9 月 25 日開催）において決定し、10 月 1 日に施行しました。

1. 改正の理由

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」の第 11 条第 1 項において、平成 23 年 1 月に施行された改正法での条番号の繰り下げと、当該規則の改正作業で生じた誤植の見落としが判明したため、以下のとおり改正いたしました。

2. 商品取引責任準備金の積立て等に関する規則 新旧対照表（下線部分が改正箇所）

新	旧
（準備金の取崩し等）	（準備金の取崩し等）
第 11 条 （略）	第 11 条 （略）
(1) 法第 214 条の <u>3</u> 第 3 項ただし書きの主務大臣の確認を受けたとき 主務大臣の確認を受けた商品取引事故に関し提供することとなった財産上の利益の額	(1) 法第 214 条の <u>2</u> 第 3 項ただし書きの主務大臣の確認を受けたとき 主務大臣の確認を受けた商品取引事故に関し提供することとなった財産上の利益の額
(2)～(10) （略）	(2)～(10) （略）
(11) 会員の代表者、代理人、使用人その他の従業員（以下「代表者等」という。）が事故により顧客に損失を及ぼしたとき（1 日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が 10 万円を上回らない場合に限る。） 提供した財産上の利益の額	(11) 会員の代表者、代理人、使用人その他の従業員（以下「代表者等」という。）が事故により顧客に損失を及ぼしたとき（1 日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が <u>10 万円を乗じて得た額</u> を上回らない場合に限る。） 提供した財産上の利益の額
(12)～(13) （略）	(12)～(13) （略）
<u>附 則</u>	（新 設）
<u>この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。</u>	

Ⅲ. 日商協受付の相談等件数と日経・東商取商品指数との関係について

1999年（平成11年）4月に本会発足してから13年が経過しました。

この間に本会で受け付けられた相談（問い合わせ）、苦情及び紛争仲介（以下「相談等」という。）件数は、ピーク時の2001年度（平成13年度）前後と比較して、直近では概ね10分の1まで減少しています。

相談等の主な発生（増加）要因としては、次の3点が挙げられます。

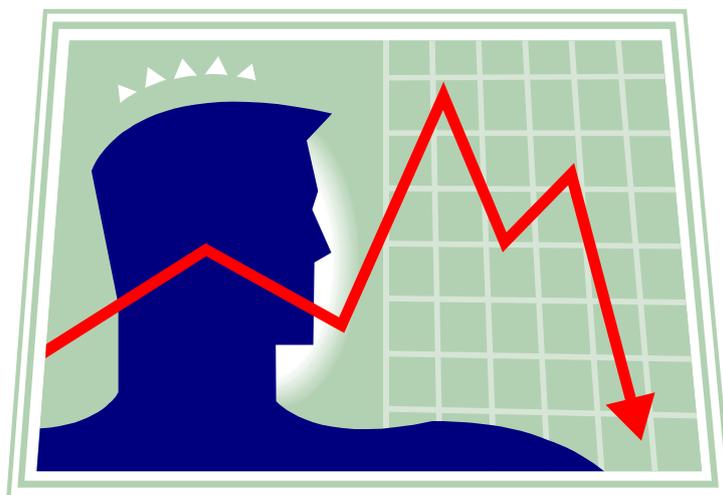
- ①取引に参加する顧客等の数
- ②会員等のコンプライアンスの程度
- ③上場商品の相場変動の度合い

近年においては、顧客等の数に大きな変化はなく、また、会員等のコンプライアンスの水準は維持されていることから、相談等の発生に最も影響を与えているのは「③上場商品の相場変動の度合い」と考えられます。

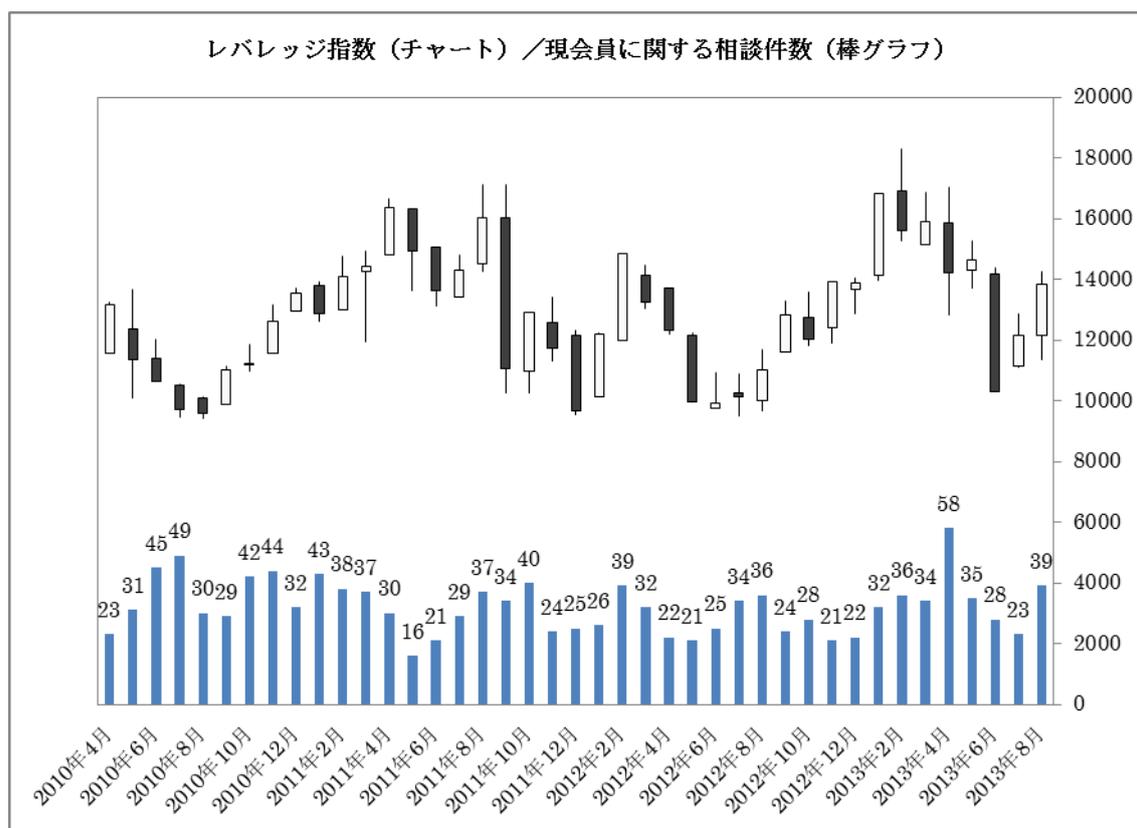
このたび現会員に関する相談件数及び苦情等件数の増減と上場商品の相場変動の度合いとの関係を検証するため、東京商品取引所市場全体の価格水準を総合的に表す日経・東商取商品指数のデータを整理し、それぞれの因果関係についての調査を試みました。

その結果、次ページ以降に示すようにレバレッジの変動幅と相談件数または苦情等件数に相応の因果関係がみられることが判明しました。

なお、本調査の集計方法や利用上の注意事項等は7頁の【参考】をご参照ください。



1. 日経・東商取貴金属レバレッジ指数と現会員に関する相談件数との関係について

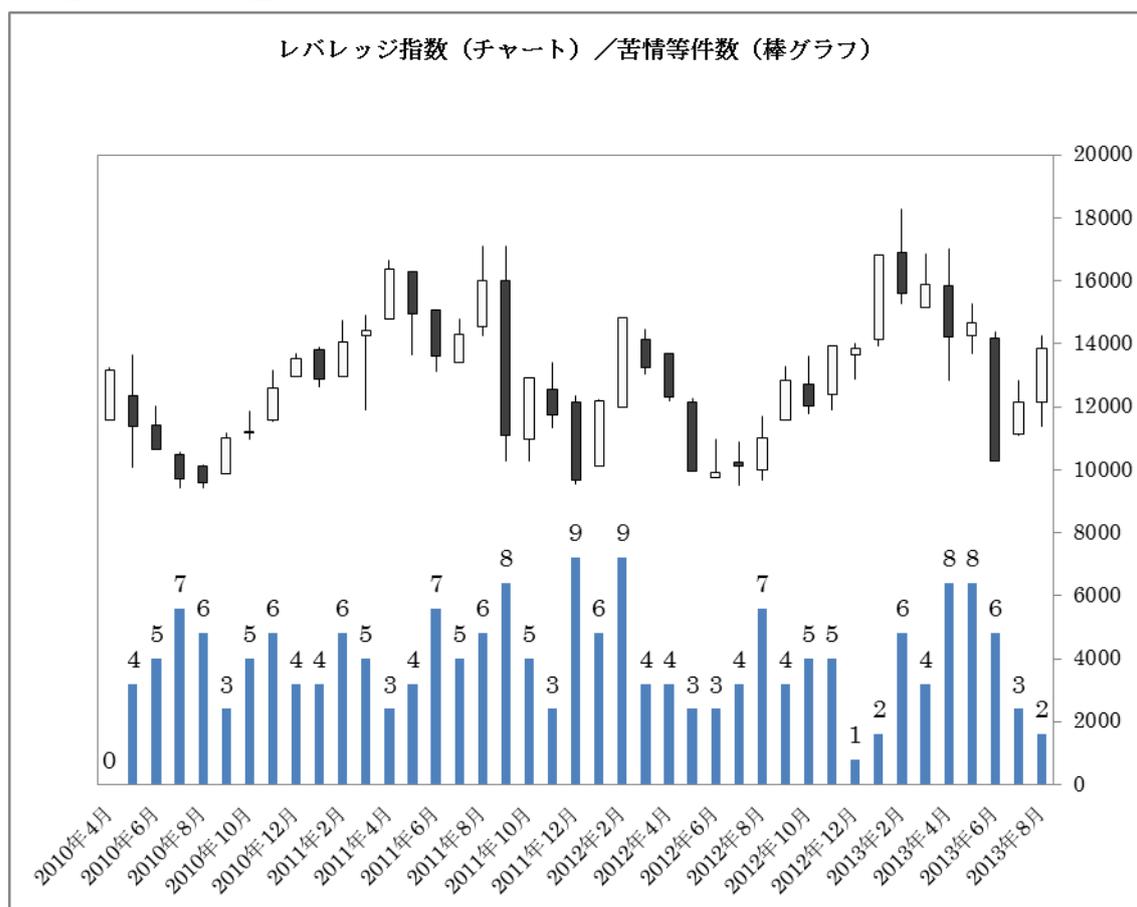


(注) 現会員に関する相談件数は限られていることから、関係は統計上有意なものではなく、あくまでも目安としてみている。

<解説>

- レバレッジ指数の変動幅（各月の高値と安値の差）が大きい月を時系列にみていくと、2010年5月の変動幅が3,560ポイントと大きく、現会員に関する相談件数（以下「相談件数」という。）の推移をみると、同年6月が45件、7月が49件と増加傾向を示した。
- 次に、2011年9月の変動幅は6,861ポイントと期間中最大で、相談件数も同年10月に前月の34件から40件に増加したが、翌月からは24～26件と減少した。
- また、2013年4月の変動幅が4,181ポイントと大きく、同月の相談件数は58件と期間中最多であったが、翌月からは35件に減少し、同年6月の変動幅は4,112ポイントと4月と同程度の大きさであったが、同月の相談件数は28件と低水準であった。
- 上記のことから、レバレッジ指数の変動幅が大きくなることによって、当月または翌月以降の比較的近い時期の相談件数の増加に少なからず影響を与えていたと考えられる。

2. 日経・東商取貴金属レバレッジ指数と苦情等件数との関係について



(注) 苦情等件数（苦情申出件数＋紛争仲介直接申出件数）は限られていることから、関係は統計上有意なものではなく、あくまでも目安としてみている。

< 解説 >

- ・2010年5月の3,560ポイントの大きな変動幅があった後の苦情等件数の推移をみると、同年7月に7件、8月に6件と相談件数と同様に増加傾向を示した。
- ・次に、2011年9月に期間中最大の変動幅6,861ポイントがあった以後の苦情等件数をみると、同年12月が期間中最多の9件、2012年1月が6件、同年2月が9件と大幅に増加した。
- ・また、2013年4月の4,181ポイントの変動幅、同年6月の4,112ポイントの変動幅の苦情等件数への影響は9月以降と推測されるが、同年4月から6月までの苦情等の件数は8件、8件、6件と高水準であった。
- ・上記のことから、相談件数と同様にレバレッジ指数の変動幅が大きくなることによって、当月または翌月以降の苦情等件数に影響を与えていたと思われる一方、苦情等には紛争仲介直接申出も含まれ、当該申出に至るまでには時間を要するケースも想定されることから、相談に比較して苦情等の発生は概ね1～2カ月遅れとなる傾向が見受けられた。

【参 考】

(1) 日経・東商取商品指数について

本資料における「日経・東商取商品指数」の内容（説明、数値等）は、東京商品取引所のホームページのヒストリカルデータより引用したものです。

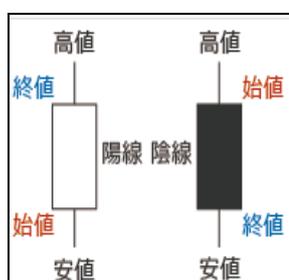
- ① 日経・東商取商品指数：東京商品取引所に上場されている貴金属、石油、ゴム市場の基本的に全商品の価格を用いて算出していることから、東京商品取引所市場全体の価格水準を総合的に表している指数
- ② 日経・東商取レバレッジ指数：日経・東商取商品指数及び東商取サブ商品指数を原指数として、原指数の2倍の変動率で動く指数

(2) レバレッジ指数と相談等件数に関するデータ整理の具体的作業方法

- ・日経・東商取商品指数の配分比率（2013年6月～11月）をみると、石油市場（原油・灯油・ガソリン）が58.74%を占めており、貴金属市場（金・銀・白金・パラジウム）は38.76%にすぎず、一方、日商協受付の相談（問い合わせ）、苦情及び紛争仲介に係る国内市場取引商品の大半が貴金属市場によるものである。
- ・上記のことから、日商協受付の相談等件数との関係をみる指数について、日経・東商取商品指数の構成銘柄で作るサブ商品指数の1つである「日経・東商取貴金属レバレッジ指数」（以下「レバレッジ指数」という。）を採用することとする。
- ・また、対象期間については、レバレッジ指数の起点が2009年（平成21年）12月30日であることから、2010年（平成22年）4月から2013年（平成25年）8月までの3年5カ月間とし、毎月レバレッジ指数の変動幅を計算し、「始値－高値－安値－終値」のチャート図を作成した。
- ・なお、日商協受付の相談等のデータについては、毎月集計して本会Webサイトに掲載している「相談センター 苦情・相談等受付状況」を使用して「現会員に関する相談（問い合わせ）件数」及び「解決を委ねられた苦情等の件数（苦情申出件数＋紛争仲介直接申出件数）」について月毎に棒グラフを作成した。

(3) チャート（ロウソク足）の見方

＜解説＞で示す変動幅とは「高値－安値」の差の数値である。



IV. 登録更新講習の新コンテンツの制作について

1. 登録更新講習の概要について

- (1) 登録外務員は、商品先物取引法（以下「法」という。）第200条第1項に基づき、商品先物取引業者の役員又は使用人のうち、商品先物取引業や取引の勧誘等を行うために主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の登録を受けた者で、同条第7項に基づき、6年毎に登録の更新が義務付けられています。そして、登録の更新のためには、主務大臣から外務員登録の事務委任を受けている本会の実施する登録更新講習を受講・修了する必要があります。

また、登録を抹消した者が再び登録を受けようとする場合には、抹消した日から新たに登録を申請する日までに6年を超えていない者であれば、この登録更新講習を受講・修了することによって、再登録することができます。

- (2) 登録更新講習については、昨年9月から全国の会場（133会場）において、原則毎日受講することができるCBT方式（コンピューター ベースド テスティング）を導入しました。そのコンテンツの内容については、「商品先物取引法のポイント」と「判例事例の適合性の原則と説明責任」の2部制にし、それぞれ解説した文書を読み、3問ずつの理解度確認テストに解答する（6問の設問で4問以上の正解により受講修了）という構成で実施しています。



〔 講習会場の一例 〕

2. 新コンテンツの制作の経緯

- (1) 昨年8月21日に公表された[産業構造審議会・商品先物取引分科会の報告書](#)において、「個人の委託者に接する外務員は、法令遵守による委託者保護の役割に加え、商品先物市場における流動性を高め、その機能を発揮させるという役割を担っており、法令遵守の徹底に加えて、商品市況や資産運用に関する相談に的確に対応しうるよう資質の向上を図るべきである。」との記述がなされました。
- (2) これを受け、本会では、新たな法体系の下で求められるコンプライアンス体制の確立に向け、本会と会員が一体となってコンプライアンスレベルの向上を図るための施策を実施することとし、昨年9月26日開催の第109回理事会において「[コンプライアンス体制確立プログラム](#)」を決議しました。そして、その「2. 外務員の資質向上」の一環として、「個人顧客に対応する心構え（外務員倫理）の確立として教材の提供」を決定し、これまで使用していたテキスト「商品先物取引業務の基礎知識」を改めることにしました。新しいテキストの内容は、個人顧客のニーズを的確に汲み取り、そのニーズに応じた専門的なアドバイスを行う資質と高い職業倫理を確立する観点から、外務員として求められる倫理観や行動規範、及び行動ファイナンスや顧客心理等の内容を盛り込んだものとし、本年5月に「商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）」を刊行しました。
- (3) この新テキストの内容を「登録更新講習」のコンテンツにおいても、反映させるべく現在作業中で、本年11月中を目途に刷新する予定であります。

3. 新コンテンツの構成内容について

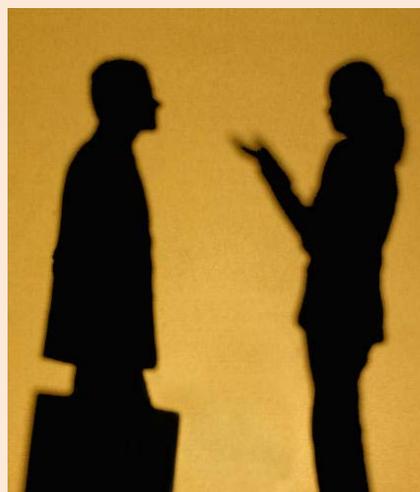
題名：商品デリバティブ取引のコンプライアンス ～外務員としての心構えとその実行～

I. コンプライアンスの重要性と外務員の倫理観

1. 不祥事の衝撃
2. 信頼回復には倍増の努力を要する
3. コンプライアンスの重要性（個人の倫理観「誠実と正直」）
4. 根本は「真ごころ」と「思いやり」
5. 理解度確認テスト：3問

II. 外務員の使命と行動

1. 外務員の仕事と使命
2. 外務員が陥りがちな行動とは
3. 理解度確認テスト：3問



III. 顧客心理及び消費者トラブルの実態

1. 顧客の信頼を得るために
2. 近年、発生しているトラブルとは
3. 何が問題なのか
4. 理解度確認テスト：3問

IV. 商品先物取引業務の健全な遂行

1. 顧客との適切なコミュニケーションと留意点（勧誘時）
2. 顧客との適切なコミュニケーションと留意点（取引開始時）
3. トラブルのない商品先物市場にするために外務員ができること
4. 理解度確認テスト：3問

※ 理解度確認テスト（12問の設問で8問以上の正解で、受講修了）

V. 登録外務員の世代別と経験年数別の分布について

平成 25 年 6 月 30 日現在の全登録外務員 30,556 名について、(1)世代別と(2)経験年数別に分布を調査してみました。この調査にあたり、より詳細な傾向を確認するため、会員の扱っている商品デリバティブ取引の種類や会社の規模に応じて、①全社、②銀行、③国内商品市場、④国内商品市場・外務員数 100 人以上、⑤外国商品市場、⑥店頭商品デリバティブ（銀行を除く）の 6 つのカテゴリを設けました。

このカテゴリ分けについては、平成 23 年 1 月に改正法が完全施行されたことにより、従来の国内商品市場取引を行う業者（「商品取引員」と呼ばれていました。）に加え、外国商品市場行う業者（証券会社等）及び店頭商品デリバティブ取引を行う業者（銀行、証券会社、FX 会社等）も許可の対象となり、業者の形態が多様化したことによるものです。特に店頭商品デリバティブ取引を行う銀行の登録外務員数は全登録外務員の 9 割を占め、数字上大きな影響があります。

1. 登録外務員の世代別分布（集計結果は 11 頁から 13 頁）

1 - ①のとおり全社の世代別分布は 40 歳代が 38.6%と最も多く、20 歳代、30 歳代、50 歳代と続いています。これは、全登録外務員（30,556 名）の 9 割（27,616 名）を銀行が占めているため、1 - ②の銀行とほぼ同じ傾向を示します。ちなみに下表【参考】の国内就業者の比率との比較では登録外務員は 40 歳代が多く、50 歳代が少ないことがわかります。

一方、1 - ③のとおり国内商品市場のカテゴリでは、30 歳代が 29.0%と最も多く、40 歳代、20 歳代、50 歳代と続いており、銀行と異なる傾向を示しています。

また、1 - ⑤の外国商品市場、1 - ⑥の銀行を除く店頭商品デリバティブのカテゴリも国内商品市場のカテゴリと同じで多い順に 30 歳代、40 歳代、20 歳代、50 歳代となっています。

【参考】平成 23 年 年齢階級別労働力人口 就業者総数（総務省統計局ホームページより）

年齢（歳）	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60 以上	合計
人数（万人）	75	958	1,319	1,330	1,178	1,116	5,977
割合（%）	1.3%	16.0%	22.1%	22.3%	19.7%	18.7%	100.0%

※ 岩手県、宮城県及び福島県を除く

2. 登録外務員の経験年数別分布（集計結果は 14 頁から 16 頁）

2 - ①の全社の経験年数の分布は 5 年未満が 93.6%となっていますが、これは、銀行の登録外務員数のほぼすべてが 5 年未満（2 - ② 銀行で 5 年以上 10 年未満の 1 名は国内商品取引の経験者です。）であるため、この影響を受けています。

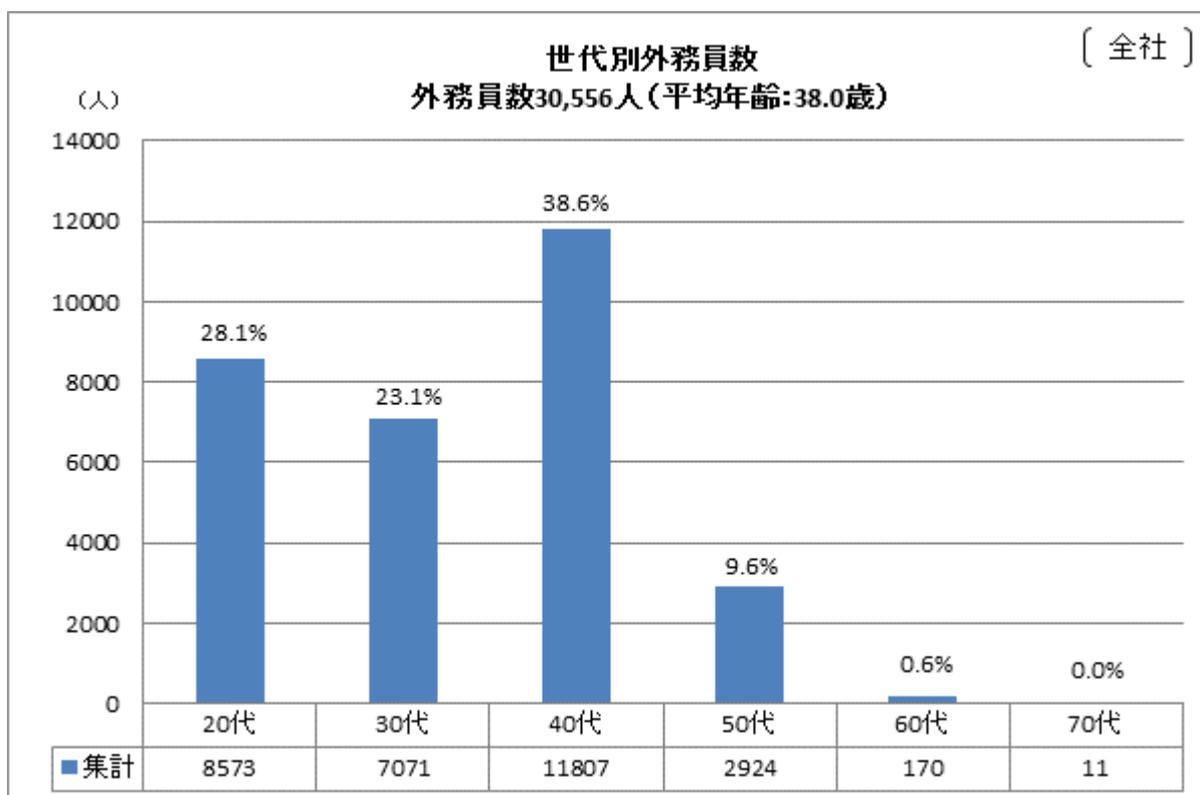
また、平成 23 年 1 月の改正法の完全施行後に許可の対象となった外国商品市場のカテゴリでは、2 - ⑤のとおり 139 名全員（100%）が 5 年未満、そして、銀行を除く店頭商品デリバティブ取引のカテゴリでは、2 - ⑥のとおり 5 年未満が 83.0%、5 年以上が 17.0%となっています。

この 5 年以上の経験者 17.0%については、改正法の完全施行前に国内商品市場を行う会員において外務員の経験がある者が転職したものだと考えられます。

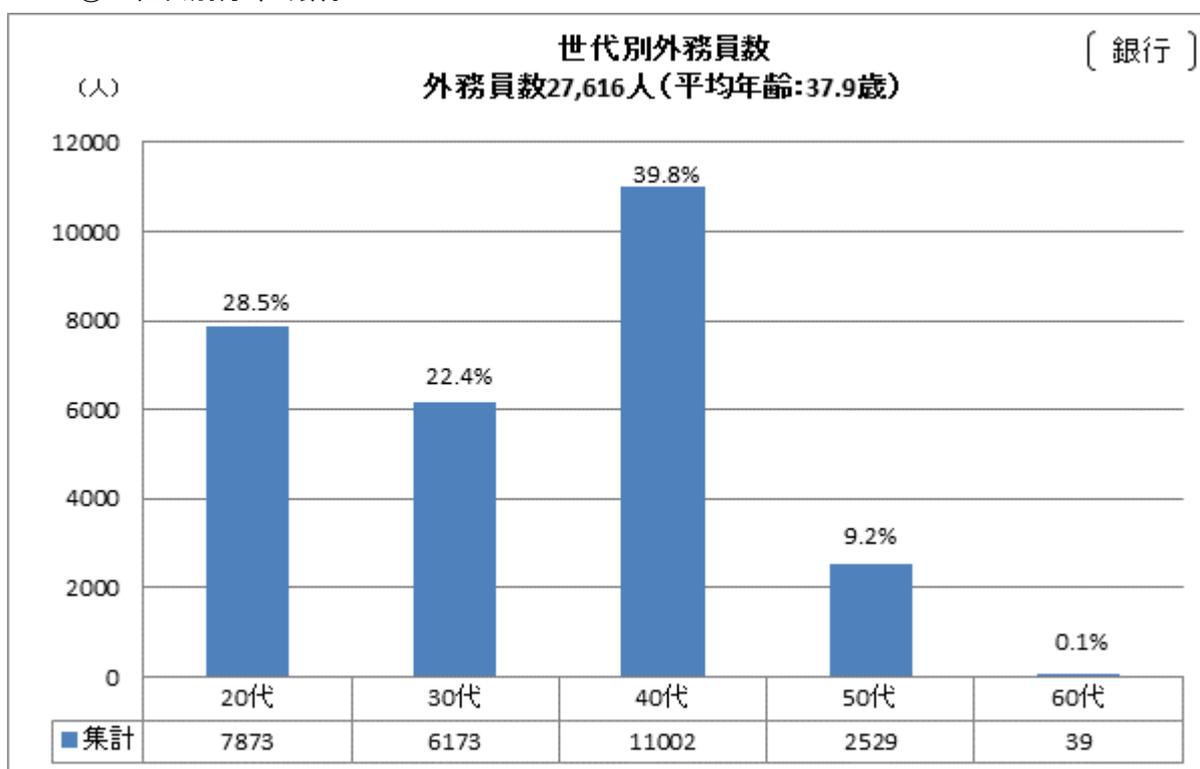
2 - ③の国内商品市場のカテゴリについては、改正法の完全施行の前から商品先物取引業を行っているため、最も分布の多い 5 年未満で 26.7%、10 年以上 15 年未満が 24.7%、5 年以上 10 年未満が 16.5%、15 年以上 20 年未満が 13.9%と分布に極端な偏りは見られません。

1. 登録外務員の世代別分布

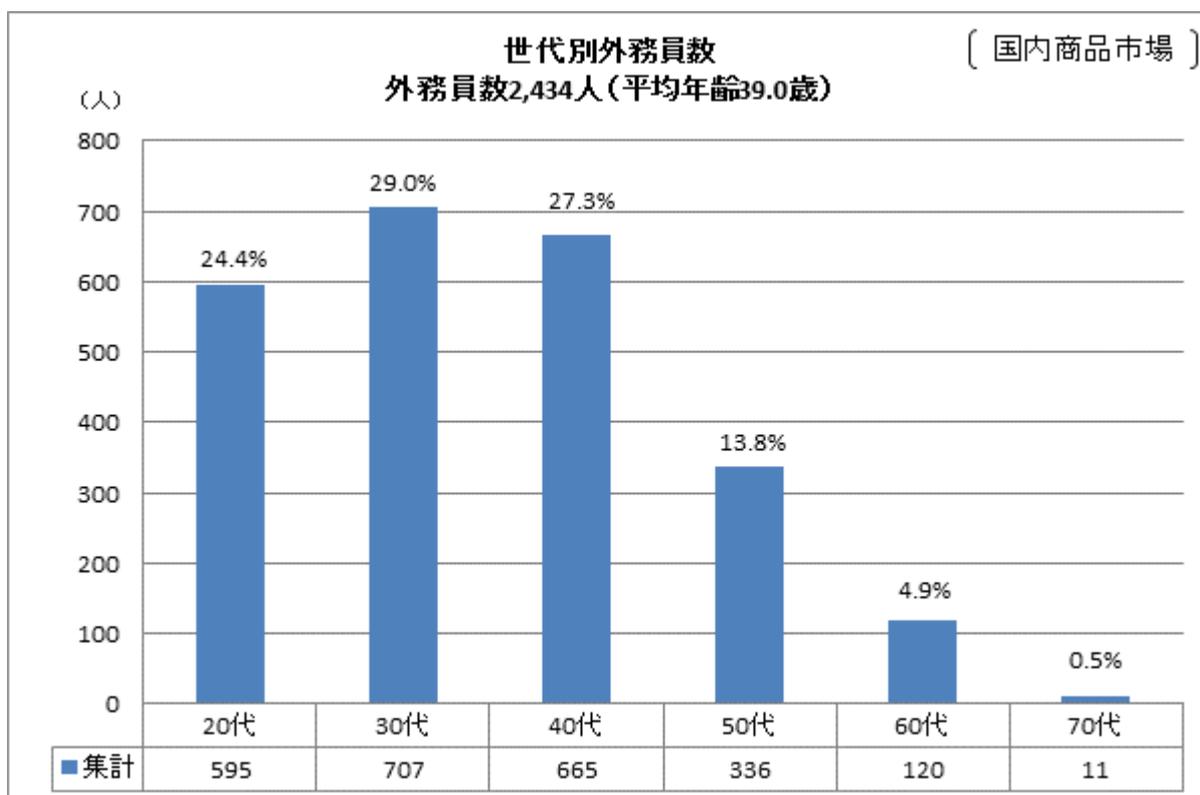
1 - ① 世代別分布-全社



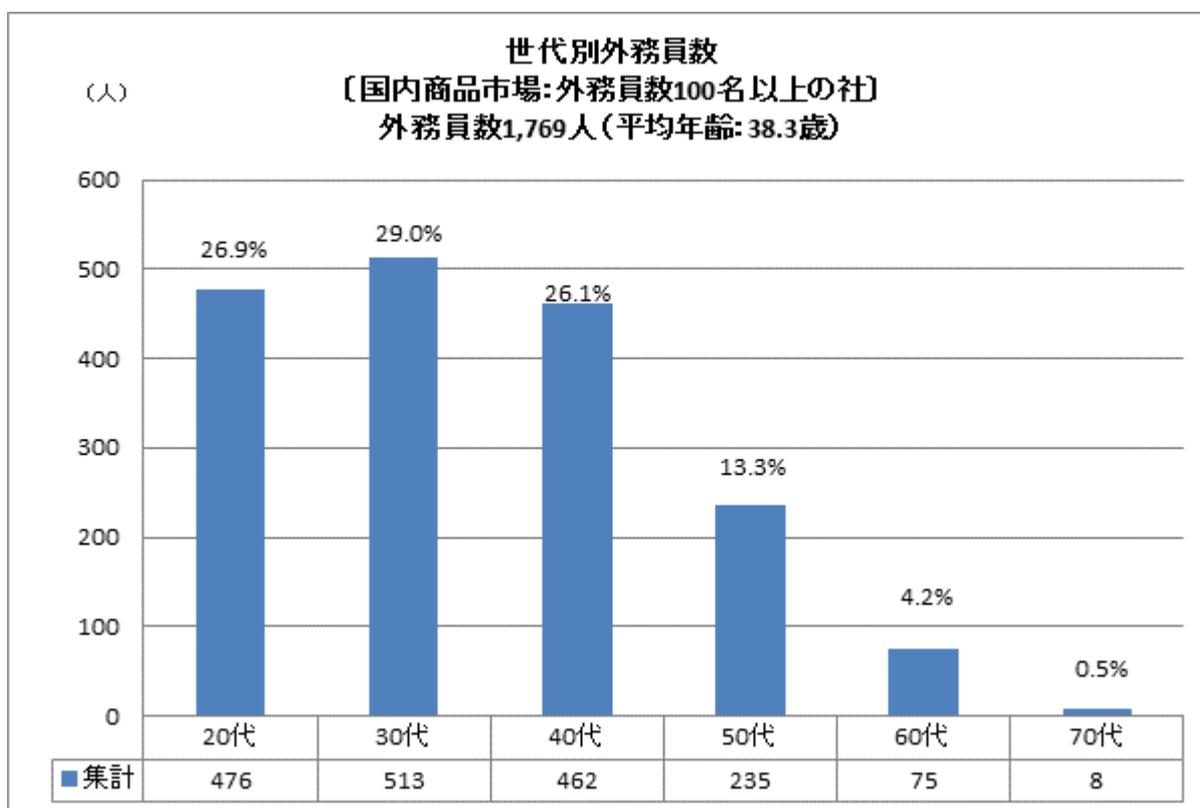
1 - ② 世代別分布-銀行



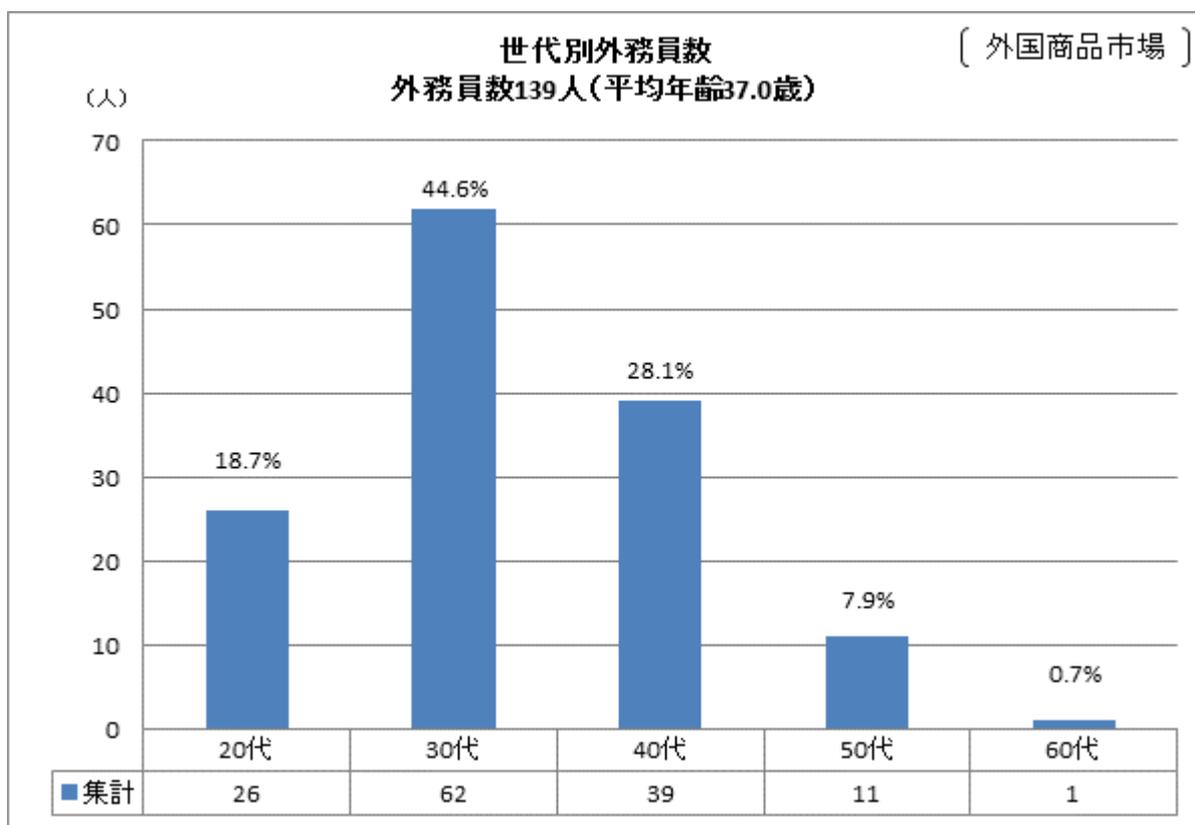
1 - ③ 世代別分布-国内商品市場



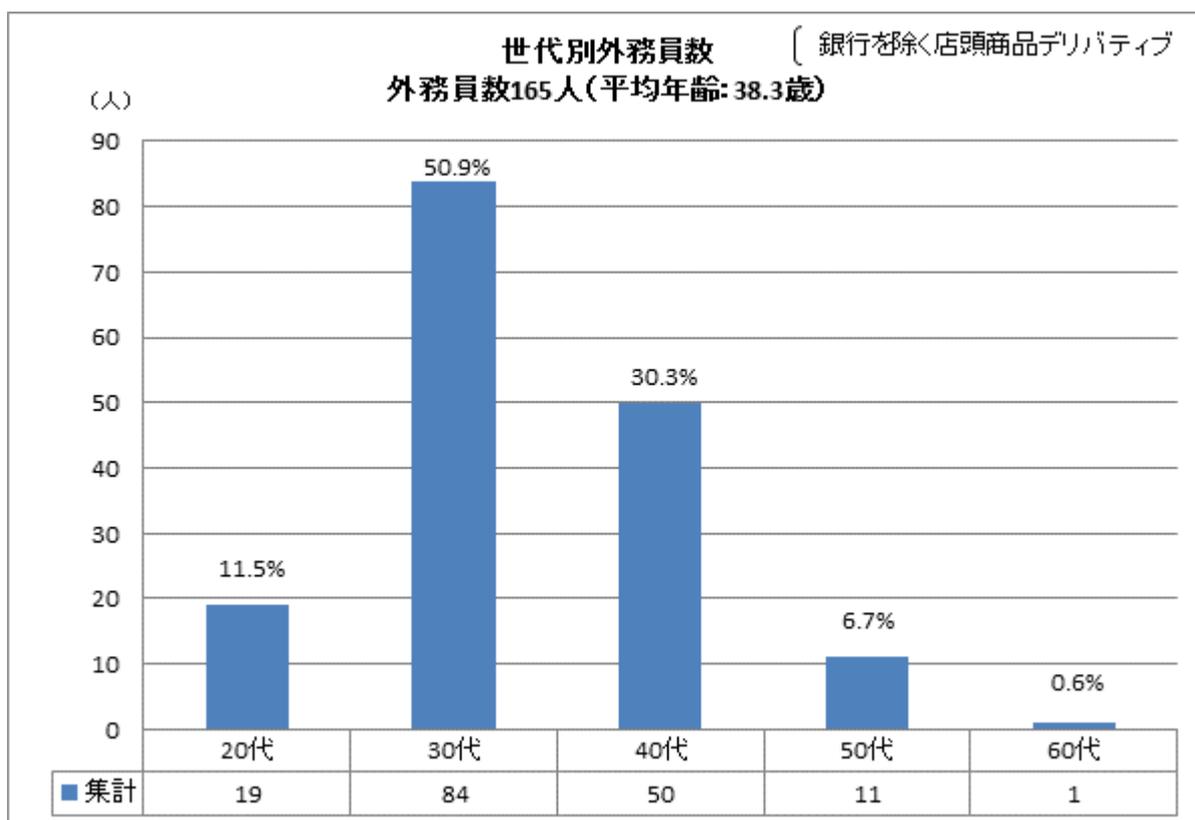
1 - ④ 世代別分布-国内商品市場：外務員数 100 名以上の社



1 - ⑤ 世代別分布-外国商品市場

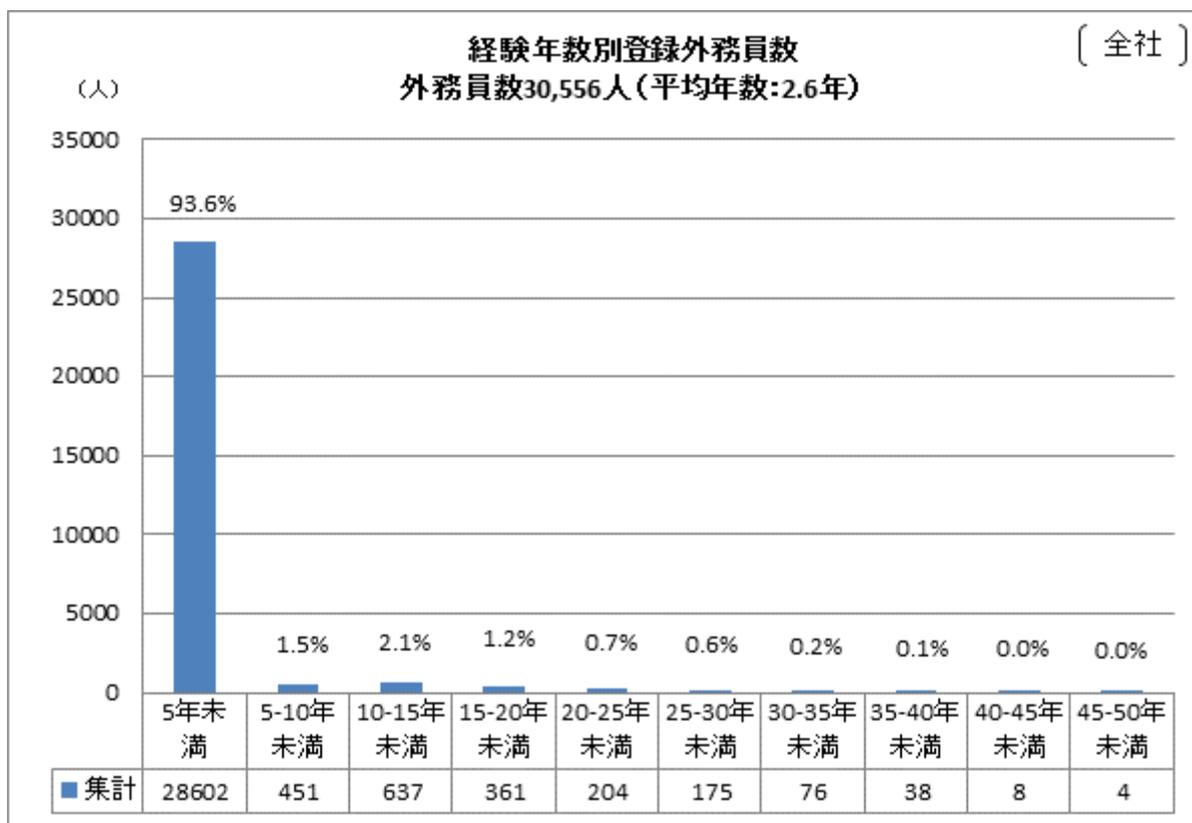


1 - ⑥ 世代別分布-銀行を除く店頭商品デリバティブ

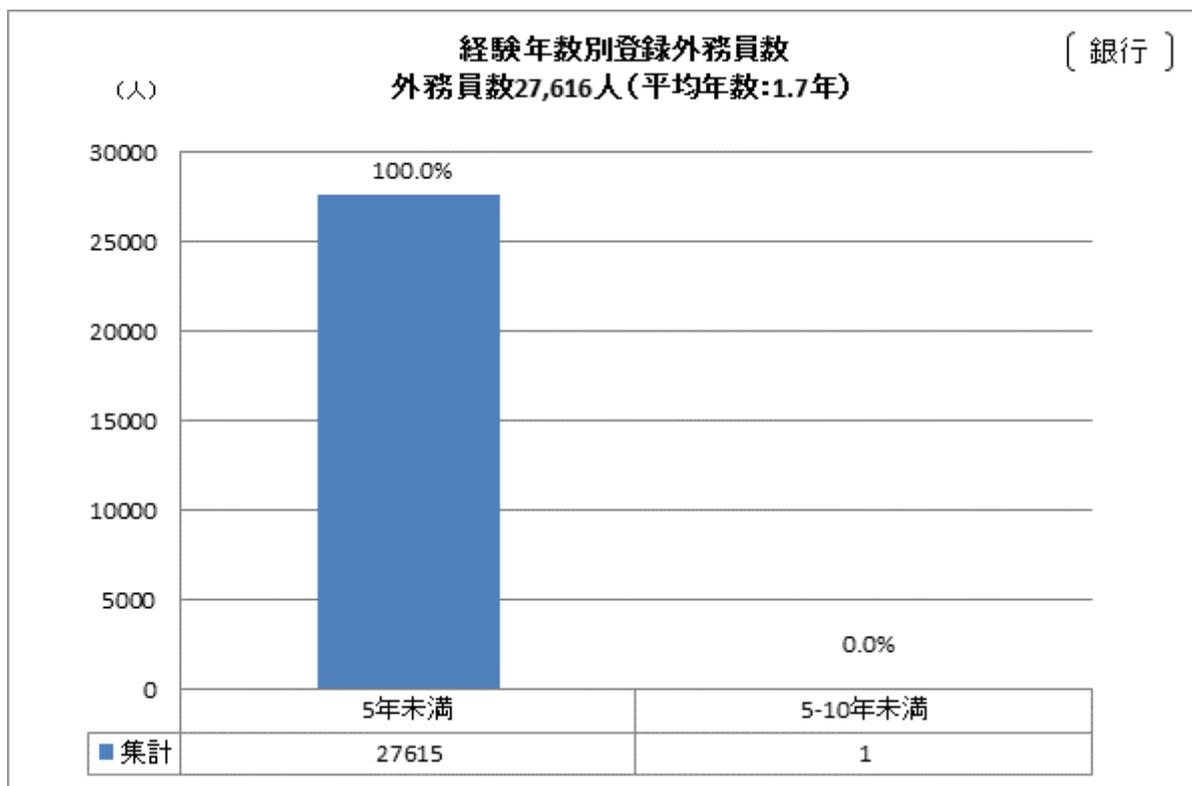


2. 登録外務員の経験年数別分布

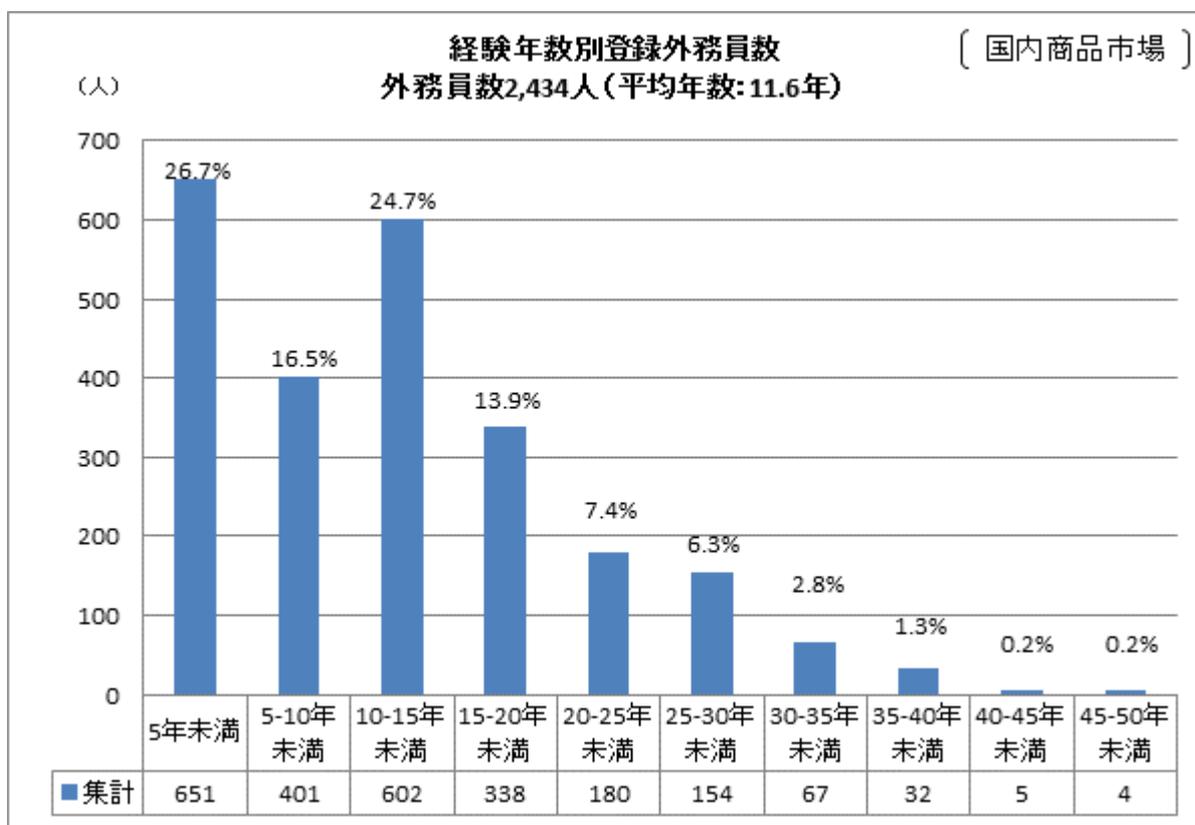
2 - ① 経験年数別分布-全社



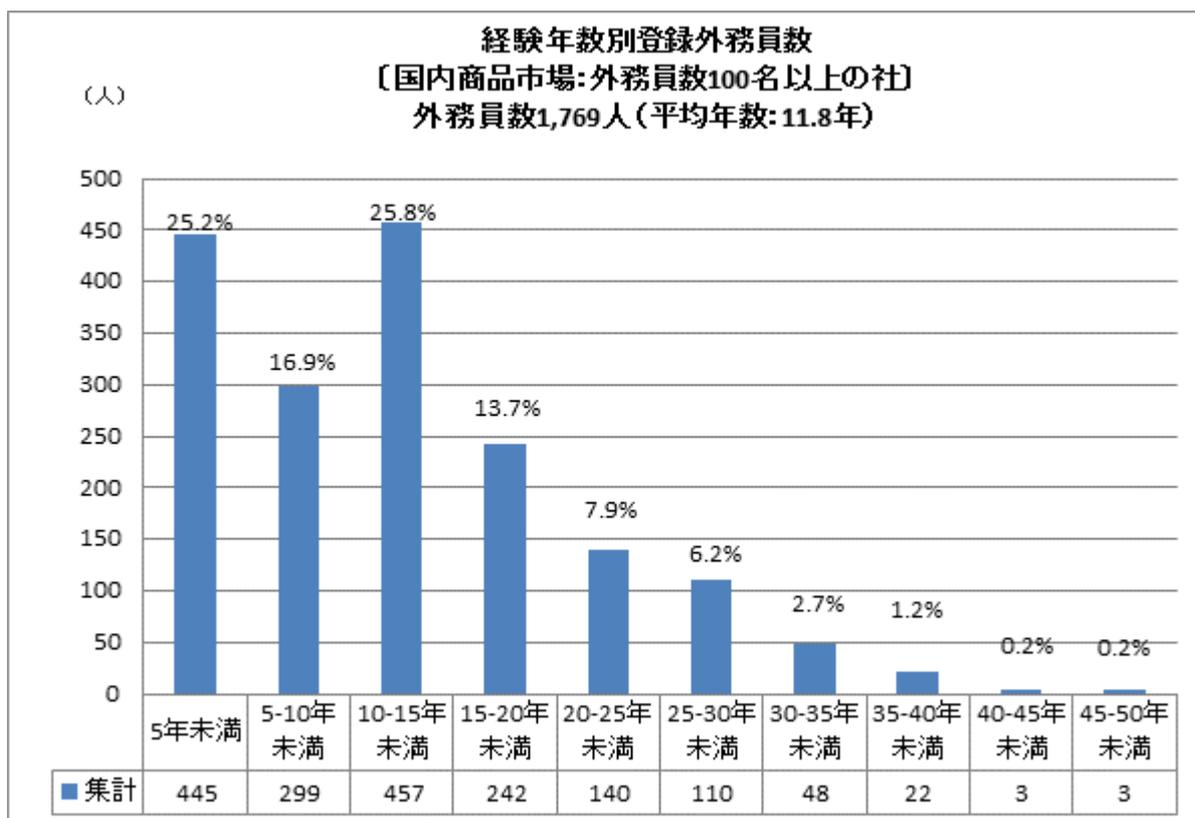
2 - ② 経験年数別分布-銀行



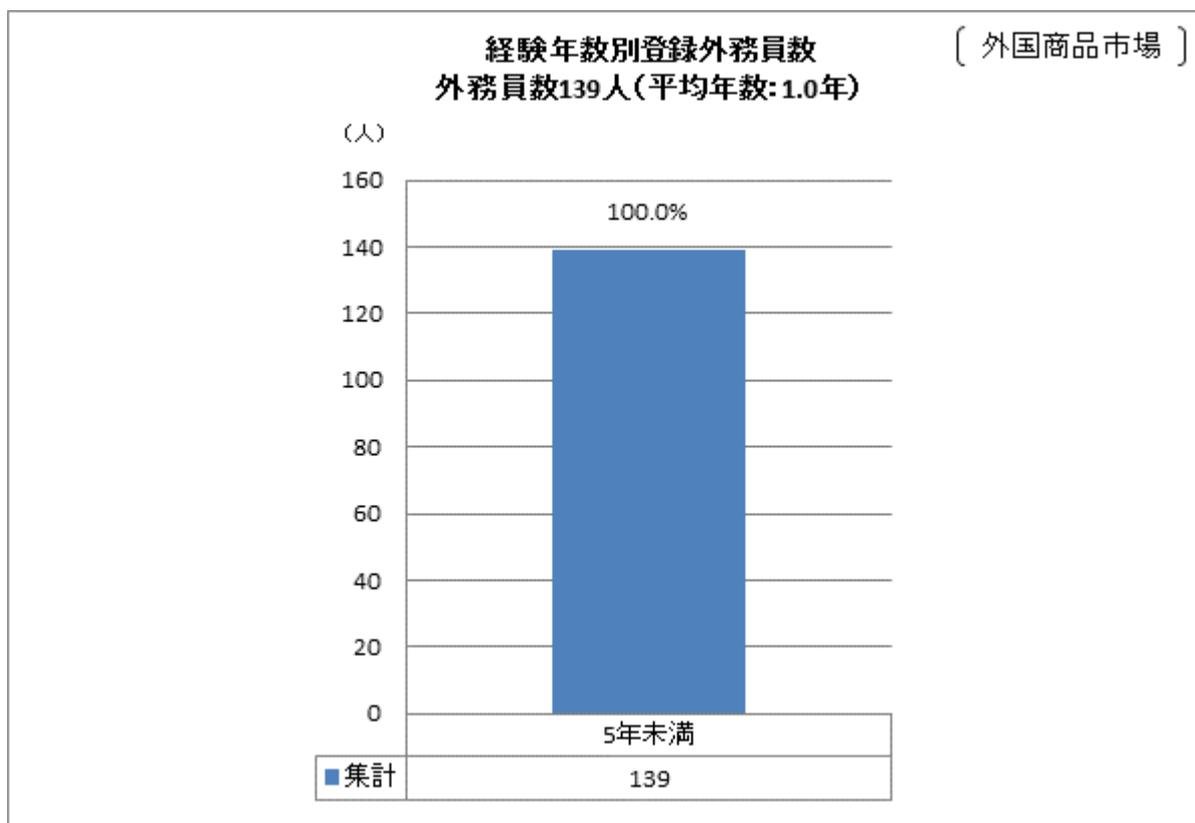
2 - ③ 経験年数別分布-国内商品市場



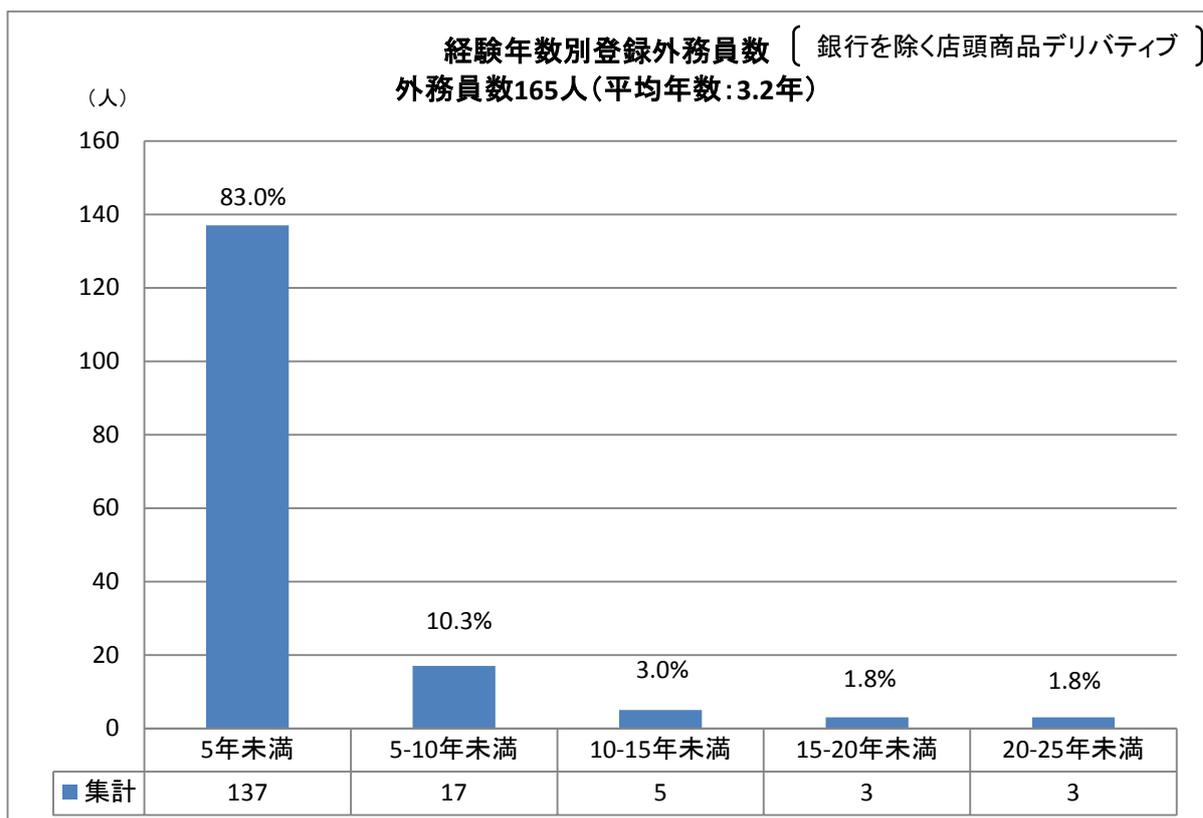
2 - ④ 経験年数別分布-国内商品市場：外務員数100名以上の社



2 - ⑤ 経験年数別分布-外国商品市場



2 - ⑥ 経験年数別分布-銀行を除く店頭商品デリバティブ



VI. 店頭商品CFD取引の状況について

日本国内において行われている店頭商品CFD取引につきましては、これまで統計が作成されておらず、取引規模等の実態が明らかとされておりませんでした。

そこで、本会では2012年度（平成24年度）分から、会員が行う店頭商品CFD取引に関するデータを毎月集計して本会ウェブサイトの[資料・統計ページ](#)で公表を行っております。

ここでは、これまでの公表分を「1. 2012年度（平成24年度）の国内商品市場取引との比較」、「2. 2013年度（平成25年度）の月別の推移」として取りまとめました。

1. 2012年度（平成24年度）の国内商品市場取引との比較

店頭商品CFD取引及び国内市場取引のデータについて、特に注釈がないものは会員からの報告をもとに本会が独自に集計したものです。

(1) 2013年3月末 口座数

	店頭商品CFD取引	国内商品市場取引
証拠金等残高のある者（※1）	4,711人	—
取引実績者数（※2）	—	20,020人
委託者数（※3）	—	79,623人

以下のとおり口座数の定義が異なるため、単純に比較はできないので注意が必要である。

※1 報告対象月の末日に顧客から受け入れた証拠金等残高のある者の数

※2 報告対象月の末日における決済の結了していない取引を行っている者の数

※3 報告対象月の末日における商品取引契約を締結している者の数

(2) 2013年3月末 証拠金等残高

	店頭商品CFD取引	国内商品市場取引
証拠金等残高	2,851百万円	176,575百万円

(3) 2013年度 取引金額

	店頭商品CFD取引	国内商品市場取引
取引金額	3,092,729百万円	84,693,742百万円

注：国内商品市場取引は㈱日本商品清算機構の公表資料を引用

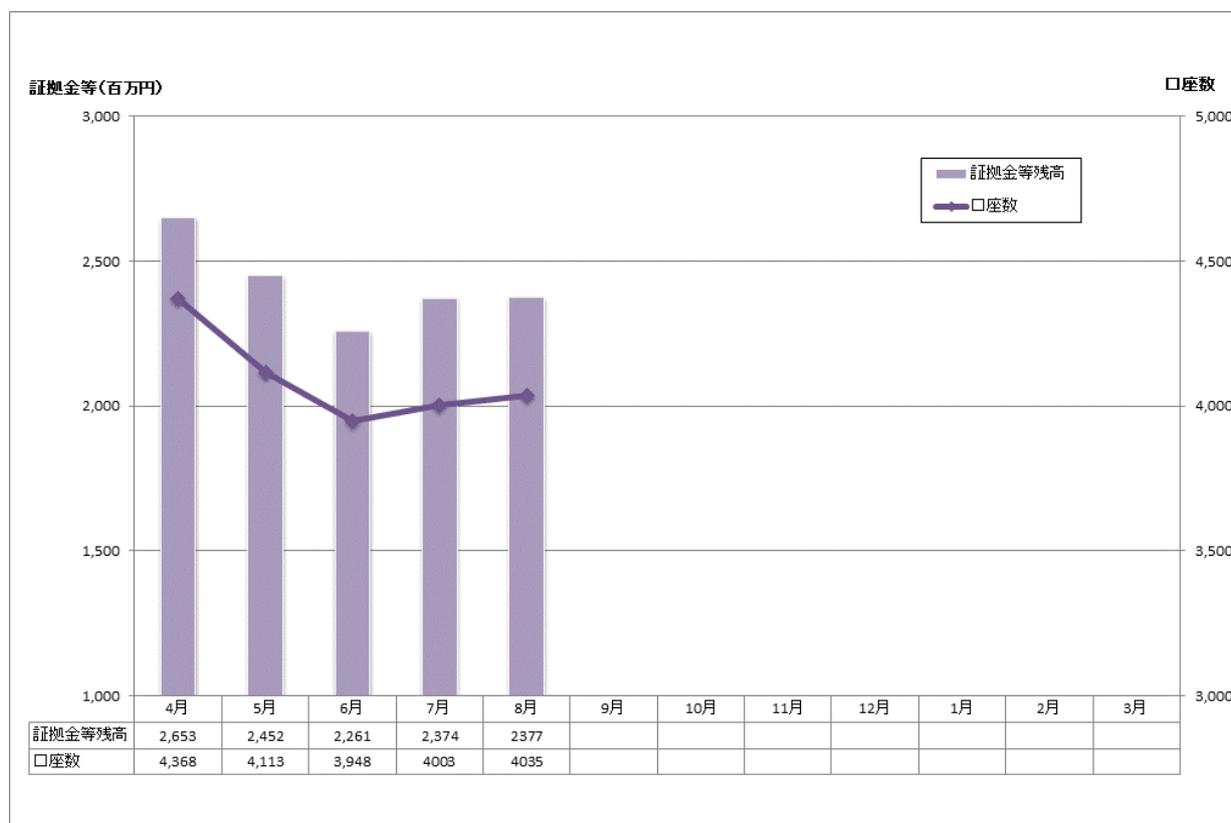
(4) 2013年度 商品分類別売買枚数

	店頭商品CFD取引	国内商品市場取引
石油、エネルギー関連	179,027	9,497
貴金属	1,071,357	38,675
農産物	16,838	3,425
ゴム	なし	4,629
合計	1,267,221	56,226

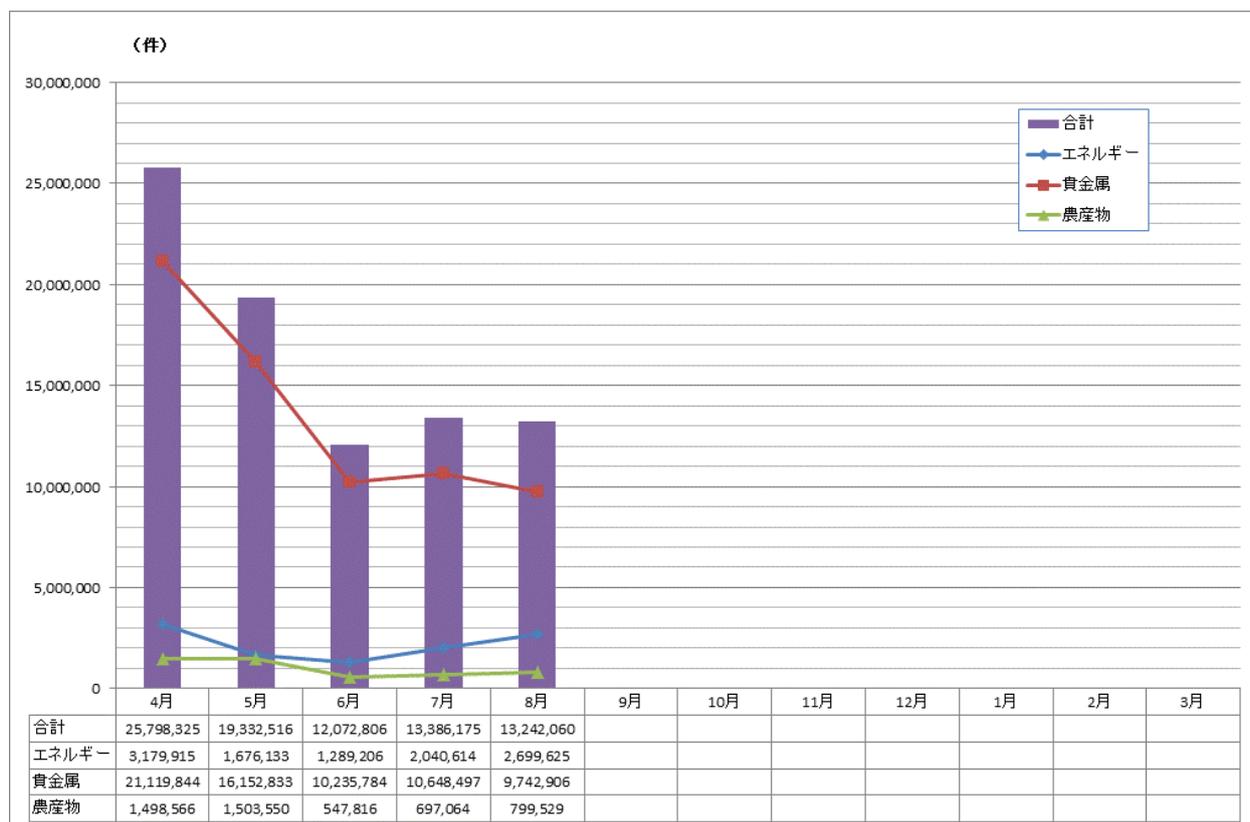
注：国内商品市場取引は㈱日本商品清算機構の公表資料を引用

2. 2013年度（平成25年度）の月別の推移

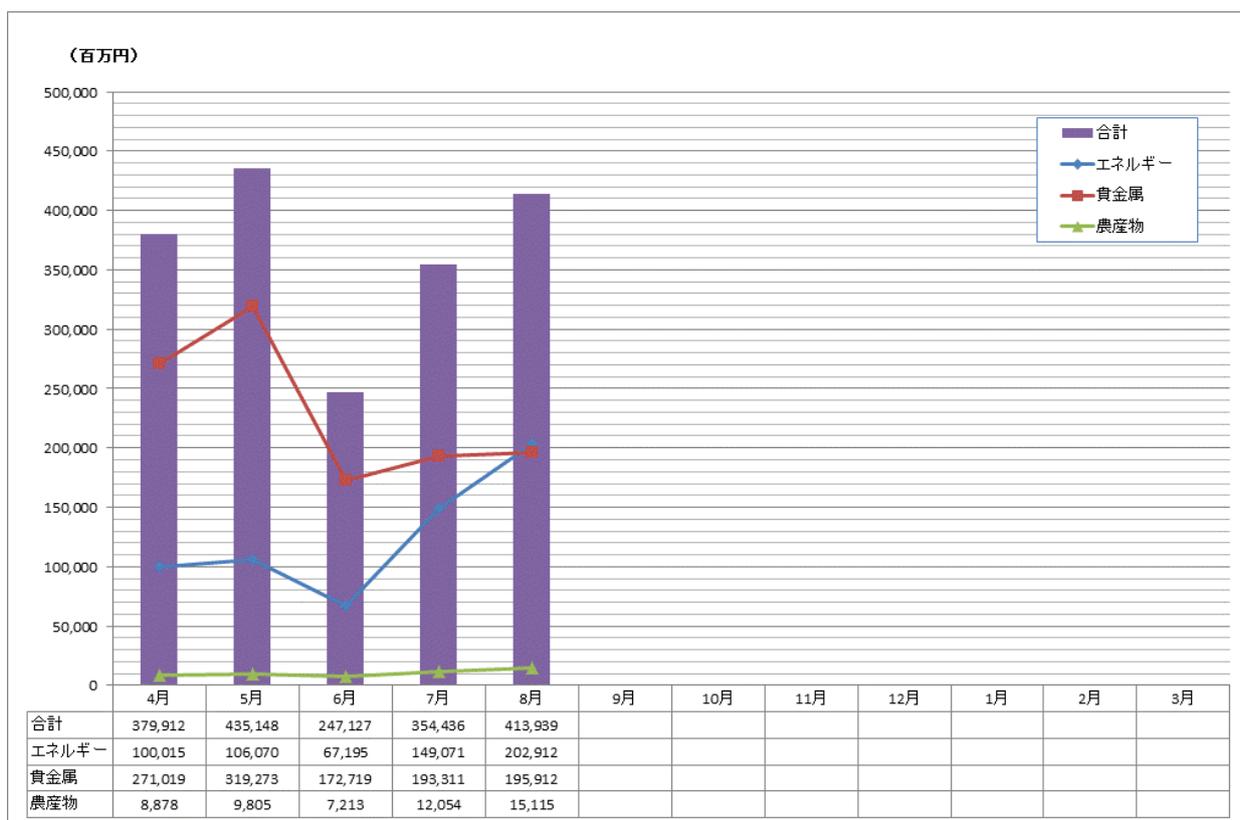
(1) 2013年度 月末証拠金等残高と口座数



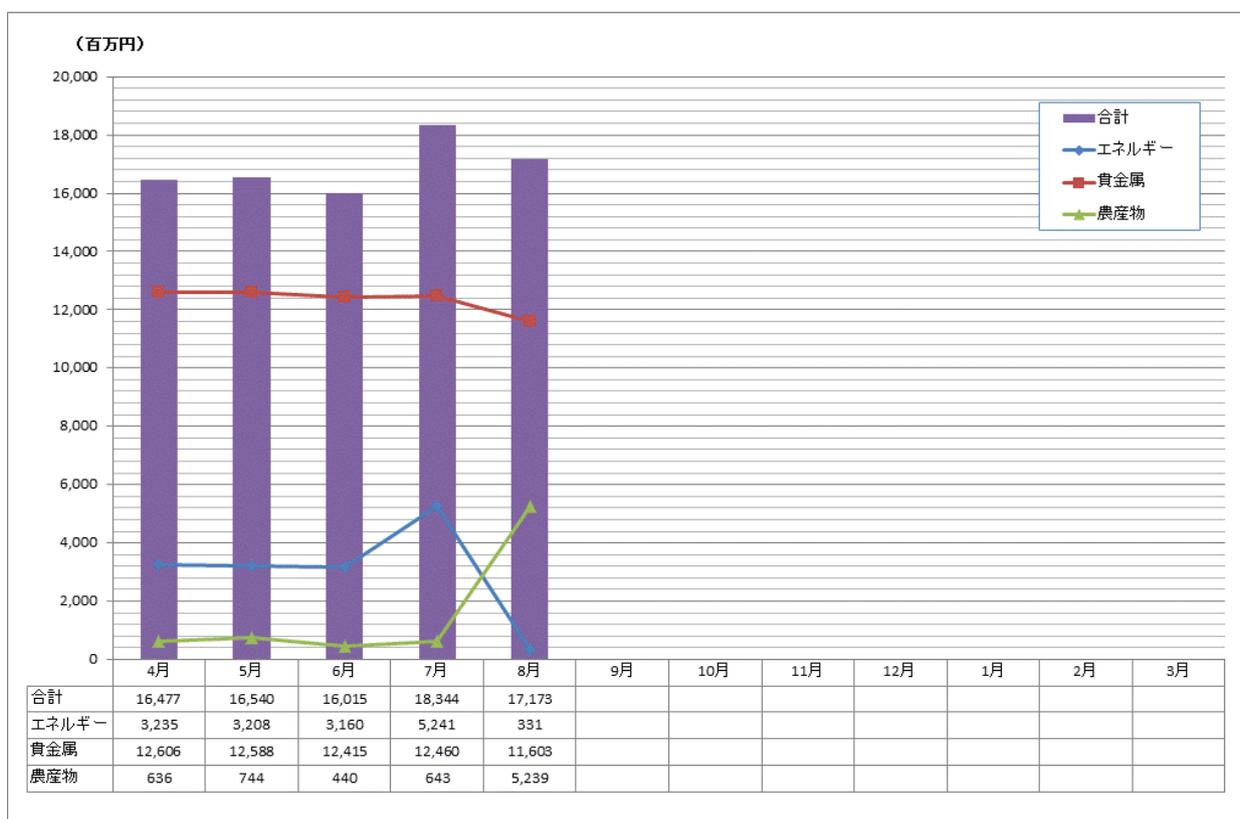
(2) 2013年度 月間取引件数



(3) 2013 年度 月間取引金額



(4) 2013 年度 月末取引残高



VII. 統計資料

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (年度末) (千枚)	商先業者 国内市場 売買枚数 (千枚)	国内取引を行 う社の外務員 数 (年度末) (人)	手数料収入 (百万円)	
	全体	国内取引 を行う社						
平成11年度		110	176,565	2,271	155,456	13,596	284,219	
平成12年度		106	222,293	2,731	206,837	14,132	297,306	
平成13年度		105	254,387	2,795	225,333	14,757	321,176	
平成14年度		100	284,971	2,672	250,106	14,773	339,061	
平成15年度		97	311,580	2,670	268,384	14,894	345,757	
平成16年度		96	269,357	2,051	240,745	14,611	292,154	
平成17年度		86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	
平成18年度		79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	
平成19年度		70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	
平成20年度		49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	
平成21年度		37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	
平成22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,784	44,236	
平成23年度 (前年比)	59	33	65,818 103.54%	394	50,662 113.45%	2,405	46,222 104.49%	
平成24年度 (前年比)	56	32	56,227 85.43%	—	47,185 93.14%	—	43,174 93.41%	
	4月	56	32	6,607	314	5,920	2,278	4,601
	5月	56	32	4,671	316	4,161	2,439	2,866
	6月	56	32	4,803	304	4,212	2,434	3,107
	7月	55	31	4,475	311	4,014	2,423	2,899
	8月	55	31	4,265	311	3,960	2,356	2,913
平成25年度 (前年同期比)			28,435 134.46%	—	22,268 126.24%	—	16,386 111.24%	

(注) 商品先物取引業者(商先業者)は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされていた。

(注) H23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

(注) 商先業者数は、3月31日付けで廃業した会社を含まない。

出典： 商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数及び手数料収入は当協会調べ

国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」

国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20年度以降は各商品取引所(月末値)

2. 平成 25 年度 相談センター 苦情・相談等受付状況 (9 月分)

(1) 9 月の問い合わせ・苦情等受付状況に関するコメント

① 問い合わせの状況

- ・問い合わせは 28 件（前年同月 48 件）であった。
- ・平成 25 年度 4 月～9 月の累計は 314 件（前年度 4 月～9 月は 314 件）で前年と同件数となっており、その内訳は、現会員等に関するもの 198 件、元会員等に関するもの 28 件、その他 88 件となっている。

② トラブル解決の受付状況

- ・苦情申出に紛争仲介直接申出を加算した件数（日商協に解決を委ねられたトラブルの件数）は 3 件〔苦情申出 1 件＋紛争仲介直接申出 2 件〕（前年同月 4 件）であり、未取引の苦情はなかった。
- ・申出事由の内訳は「不当勧誘類型」が 2 件、「その他」が 1 件であり、「不当勧誘類型」の内容はすべて「説明義務」に関するものであった。
- ・平成 25 年度 4 月～9 月の累計は 30 件（前年度 4 月～9 月は 25 件）でやや高い水準となっている。

③ 苦情の受付状況

- ・苦情申出は 1 件（前年同月 3 件）であった。
- ・平成 25 年度 4 月～9 月の累計は 22 件（前年度 4 月～9 月は 18 件）で前年比 4 件増となっている。

④ 紛争仲介の受付状況

- ・紛争仲介申出は 2 件（前年同月 1 件）で、すべて紛争仲介直接申出によるものだった。
- ・平成 25 年度 4 月～9 月の累計は 13 件（前年度 4 月～9 月は 14 件）で前年比 1 件減となっている。

3. 登録外務員数の推移

平成21年度まで

単位：人

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成15年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成16年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成17年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成18年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成19年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成20年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成21年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成22-24年度

単位：人

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者
平成22年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成23年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成24年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194

※ 平成23年1月1日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成25年度

単位：人

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者
4月	30,613	2,314	194	205	16	0	19	19	0	426	52	2	30,392	2,278	192
5月	30,392	2,278	192	443	190	0	10	8	0	125	29	1	30,710	2,439	191
6月	30,710	2,439	191	158	26	14	10	10	0	312	31	3	30,556	2,434	202
7月	30,556	2,434	202	267	24	4	79	79	0	244	35	5	30,579	2,423	201
8月	30,579	2,423	201	212	22	1	13	13	0	224	35	1	30,567	2,356	201
9月	30,567	2,356	201	195	14	0	2	2	0	383	33	0	30,379	2,337	201
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成25年9月30日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場 を行う会員数
10,000名以上	1	0
5,000名以上 10,000名未満	2	0
1,000名以上 5,000名未満	1	0
500名以上 1,000名未満	0	0
450名以上 500名未満	0	0
400名以上 450名未満	0	0
350名以上 400名未満	1	1
300名以上 350名未満	0	0
250名以上 300名未満	0	0
200名以上 250名未満	1	1
150名以上 200名未満	2	1
100名以上 150名未満	8	8
50名以上 100名未満	6	3
25名以上 50名未満	11	9
10名以上 25名未満	11	6
10名未満	11	2
合 計	55	31
外務員総数(名)	30,178	2,337

注) 登録外務員数1,000名以上の4社はいずれも銀行である。

銀行関係(5社)の外務員数は27,476名であり、全体の91.0%となっている。

5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成25年9月30日現在

(単位：社)

10名以上	1 (186名)
10名未満	3
合 計	4
外務員総数(名)	201

6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[株東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

※ 平成 25 年 2 月 12 日に、東京穀物商品取引所が取り扱う一般大豆、小豆、トウモロコシ、粗糖は東京商品取引所へ、同じくコメは大阪堂島商品取引所へ移管されました。

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
株日本商品清算機構 [商品取引所出来高速報等](http://www.jcch.co.jp/tokei/) <http://www.jcch.co.jp/tokei/>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

株東京商品取引所（[先物・オプション入門](http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#text)） <http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#text>
大阪堂島商品取引所（[「商品先物取引ガイド」](http://www.ode.or.jp/)） <http://www.ode.or.jp/>



編集後記

- 日本の景気に大きな影響を及ぼすビッグニュースが飛び込んできました。7年後の2020年のオリンピック及びパラリンピックの開催地が「東京」に決まったのです。東京では1964年以来2度目の開催であり、高度経済成長の礎となった前回大会では「日本の戦後の復興」を世界に示しました。あれから56年が経過しての2020年大会では、東日本大震災、福島第一原発事故などからの復興ぶりとともに「成熟都市でのオリンピックの開催意義」を示したいところです。日本の英知と最新技術の結集を、世界中からの来訪者に体感してもらうとともに、今回は、日本や日本人の良さを感じてもらえるようにと、日本ならではの「おもてなしの心」にも注目が集まっています。7年後といえば、小学1年生の子供は中学生となり、中学1年生の生徒は成人式を迎えることとなります。一見長いようにも感じられますが、大きな目標に向かって国を挙げて努力する期間としては、あっという間なのかもしれません。大会の成功はもちろん、今の日本に漂う閉塞感を払拭し、期待される経済波及効果を生み出せるのか、内外から大きな注目を集めています。
- 
- 国内の商品先物取引業界においては、去る8月7日、大阪堂島商品取引所が申請していたコメ先物取引の試験上場について、農林水産省は2年間の延長を認可しました。コメ先物は2011年8月8日、72年ぶりに悲願の復活をとげたものの、取引の低調が続いており、市場機能を果たせるか否かの検証を続ける必要があると判断されました。農林水産省からは、今回の認可と合わせて、「際限なく延長を認めることは、市場の成長性を見定めるという試験上場制度の趣旨に合致しない」との考え方も示され、延長は今回限りだという姿勢も明らかになっています。試験上場からこれまでの2年間で瞬間に過ぎ去ったかのように、延長された2年という期間も、山積みの課題を克服するためにはわずかな期間でしかないと言えるでしょう。コメ先物だけでなく、市場全体の活性化にも繋げられるよう業界を挙げて取り組む、まさに正念場の2年となるのではないのでしょうか。
 - 本会では、「外務員の資質の向上」の一環として、外務員教育用教材と位置付けたコモディティハンドブックを昨年度より制作しております。今般、前号の会報にてご案内致しました「貴金属編」に続きまして、新たに「石油・ゴム編」と「農産物編」を刊行し、全編が完成致しましたので、会員の皆様には3編を1セットとした見本をご送付させていただいております。外務員教育用教材として商品知識の習得にご活用いただけましたら幸いです。
 - 次回の会報（第9号）は来年1月頃を予定しております。今後とも、本会報に関するご意見・ご要望等がありましたら、ぜひお寄せくださいますようお願い申し上げます。

管理グループ総務経理担当 03-3664-4732

soumu@nisshokyo.or.jp

2013年10月 日本商品先物取引協会役職員一同